

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 六月 二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]

令和 七年 六月 二十五日

依田 泰

名 称		所 在 地		指 定 年 月 日	
	いちのみや薬局山口店		山口市大内千坊四丁目一四番一二号		令和七年七月一日
	南小野田薬局		山陽小野田市南竜王町一番二〇号		〃